令和5年度

米子市会計年度任用短時間勤務職員採用試験

受 験 案 内

(長寿社会課)

○介護給付適正化専門員 ○要介護認定調査員

令和6年2月19日 米 子 市

【受付期間】

令和6年2月19日(月曜日)から2月29日(木曜日)

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・長寿社会課に持参又は郵送してください。
- ・受付時間は、午前8時30分~午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、2月29日必着とします。

【試験日・試験場所】

試 験 日	試 験 場 所
令和6年3月初旬	米 子 市 役 所 (米子市加茂町一丁目1番地) ※試験日等は応募者に別途お知らせします。

1 採用職種・採用予定人員・職務内容

募集職種	採用予定人員	職務内容
介護給付適正化専門員	1人	福祉保健部長寿社会課に勤務し、長寿社会課職員とともに居宅介護支援事業所等の介護保険関係事業所への訪問調査、実地指導、ケアプランの内容検討及び介護保険関係事業所に対する指導補助等の業務に従事します。
要介護認定調査員	1人	福祉保健部長寿社会課に勤務し、介護保険に関する要介護認定のため、自宅などを訪問し要介護者の状況を調査し、調査報告書を作成(パソコンを使用)する業務に従事します。

2 受験資格

試 験 区 分	資 格
介護給付適正化専門員	基本的なパソコン操作(文章作成や表計算ソフトへの入力等)ができる方で、①及び②を満たす方 ①介護支援専門員の資格を有する方 ②普通自動車運転免許(AT限定可)を有する方
要介護認定調査員	基本的なパソコン操作(文章作成や表計算ソフトへの入力等)ができる方で、①及び②を満たす方 ①介護支援専門員の資格を有し、または保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、看護師のいずれかの資格を有し介護職員初任者研修を終了し要介護認定調査員として1年以上の経験のある方②普通自動車運転免許(AT限定可)を有する方

- ○このほか、次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。
- ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日程及び会場

試 験 日	試 験 場 所
令和6年3月初旬	米子市役所 (米子市加茂町一丁目1番地) ※試験日等は応募者に別途お知らせします。

4 試験方法及び内容

試験科目	配点	試験の内容
面接試験	200 点	人柄などについての面接試験

○合格者の決定

- ・合格者は、面接試験の得点の高い順に決定します。
- ・面接試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

5 申し込み受付期間

令和6年2月19日(月曜日)~2月29日(木曜日)

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・長寿社会課に持参又は郵送してください。
- ・受付時間は、午前8時30分~午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、2月29日必着とします。

6 受験手続

提出書類	受験申込書及び自己紹介カード 各1部 受験資格を確認できる書類の写し 1通 運転免許証の写し 1通 ① 受験申込書には、必要事項を記載のうえ、写真を貼付してください。	
申込先	米子市福祉保健部長寿社会課 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 電話 (0859)23-5542 【持参により申し込む場合】 ○米子市福祉保健部長寿社会課へ、直接ご持参ください。 【郵送で申し込む場合】 ○封筒の表に赤字で「採用試験受験申込」と記載ください。	

- ○受理した提出書類は、返却いたしません。
- ○詳しいことは、米子市福祉保健部長寿社会課にお尋ねください。

7 合格者の発表

区 分	発表時期	発表の方法
最終合格者	3月20日頃	受験者全員に対し、郵送により通知します。

⁽注)最終合格者の辞退等により、採用予定人員に欠員が生じた場合に限り、成績上位者から繰り上げ合格を決定する場合があります。

8 採用予定日

令和6年4月1日

9 勤務条件等

区分	内 容
報 酬	報酬は、月額138,658円です。 このほかに通勤手当相当の額、期末手当・勤勉手当が、それぞれの条件により支給されます。
勤務	勤務時間は、1週間当たり30時間です。
任用期間	任用期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。 ・任期満了後、再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、競争試験もしくは選考により採用となった、採用日の属する年度の4月1日から起算して勤続5年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。(職の改廃がある場合を除く。) ・再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。
その他	健康保険(鳥取県市町村職員共済組合)、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

○採用時までに給与改定・制度改正があった場合は、それによります。